

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（外務省 大臣官房 儀典外国公館室）

項 目 名	外交団免税購入手続きのデジタル化		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	現在、書類でのみ可能となっている駐日外国大使館又は大使等の外交官（外交団）の免税購入手続き及び免税指定店舗における販売記録保存をデジタル方式に依っても可能となるよう、関係法令の改正を行う。		
	※関係法令 ・租税特別措置法第86条 ・租税特別措置法施行令第45条の四		
	平年度の減収見込額		- 百万円
	(制度自体の減収額)	(- 百万円)
	(改正増減収額)	(- 百万円)

新設・ 拡充 又は 延長を 必要と する理 由	(1) 政策目的 現在、書類でのみ可能となっている外交団の免税購入手続き及び免税指定店舗における販売記録保存をデジタル方式に依っても可能とすることにより事務効率化を図ること。			
	(2) 施策の必要性 外交団が免税指定店舗にて物品・サービスを購入する場合、現状では、店舗側に免税カード及び身分証明票を提示の上、「外国公館等用免税購入表」に必要事項を記入し、店舗側に提出する必要がある。 外交団側が紙ベースの「外国公館等用免税購入表」に必要事項を記入し、店舗側がそれを一定期間保管する現行のシステムは、双方の事務的負担が大きく、一部外交団からは改善を求める声が上がっていた。 外交団、店舗側の負担軽減の必要性及び政府の行政手続きのデジタル化方針を踏まえ、免税購入手続きと販売記録保存を書類のみではなくデジタル形式でも可能とすることが必要である。そのために、これらの手続きを書類で行うことを定めている現行の関連法令の改正が必要となっている。外交団の消費税免税購入手続き・店舗側の外国公館等用免税購入表保存のデジタル化を進めるにあたり、所要のシステムを開発し、その運用実施が必要である。			
	今回の要望（租税特別措置）に関する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ 施策Ⅴ-2「外交情報通信基盤の整備・拡充」
			政策の達成目標	外交団の免税購入手続き及び免税指定店舗における販売記録保存のデジタル化を措置すること。
			租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
同上の期間中の達成目標			政策の達成目標と同じ。	
政策目標の達成状況	-	-		

	有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年8月現在、約3,400枚発給している免税カードの所有者（駐日外国大使館又は大使等の外交官）が免税指定店舗における免税購入のための専用アプリを順次導入する見込み。また、令和5年8月現在、約19,000ある免税指定店舗のうち、デジタルによる購入・保存を希望する店舗が順次専用アプリを導入するものと見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、外交団及び免税指定店舗の利便性向上等に資するものと見込まれる。
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	地方消費税について、総務省に対し同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	外交団用・免税指定店舗用の専用アプリと外交団情報・店舗情報を管理するシステムを開発(令和6年度概算要求額：53,240千円)。また、既存の外交団情報のシステム保守運用管理費及びオープン環境への移設業務・保守業務経費(令和6年度概算要求額：60,575千円)。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	外交団の免税購入手続きのデジタル化のためには、専用アプリ及び管理システムの開発と共に、現在クローズドサーバー上にある当省保有の外交官等の入定事項、免税条件情報等をオープン環境に移設し、連携させる必要がある。
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、外交団及び免税指定店舗の利便性向上等に資するものであるため、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	-
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	-
		前回要望時の達成目標	-

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	-
これまでの 要 望 経 緯		-